

## 【ふれあい共生会について】

高齢・障がいの有無・程度にかかわらず、生きづらさを持った誰もが、地域でその人らしい生活をつづけられるように、積極的に支援ネットワーク、相談業務を充実させるとともに、ご利用者の権利擁護をすすめます。すべての人に社会生活・活動への参加を促し、その人の持てる力・可能性を發揮して、生きがいを持って暮らしていただけるよう適切な介護・援助・支援などのお手伝いをさせていただきます。

## 【初回の相談について】

ケアプランセンター花嵐には介護支援専門員がいます。訪問に出ていることもありますので、いつでもお気軽に電話してください。ご自宅や入院先の病院に訪問してご相談させていただきます。



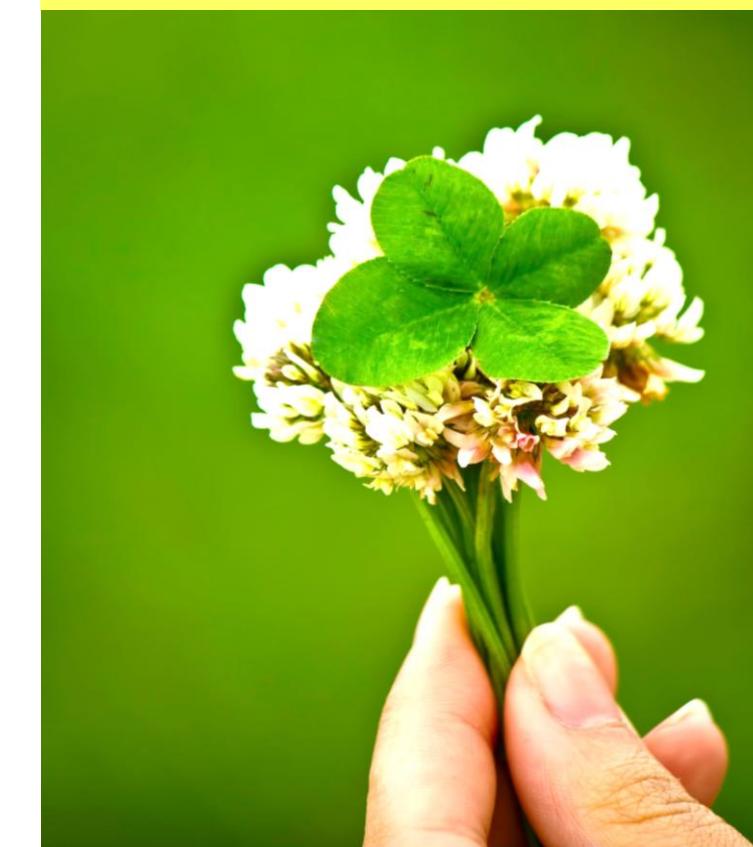
しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人ふれあい共生会  
テレホン番号  
〒546-0023  
おおさかしひがしまよしくやた  
大阪市東住吉区矢田3-16-8  
はなみらい プラザ1階



# ケアプランセンター

からん  
**花嵐**

かがや  
にんげん  
そんげん  
しめ  
ひと  
よ  
ねつ  
ひかり  
輝け「人間の尊厳」示そう「人の世に熱と光」





## ご利用いただける方】

・65歳以上の高齢者の

支援を必要とされている方

・40歳から64歳の老化が原因とされる病気

(16種類の病気)により、

介護等が必要となつた方



## 【サービスの流れ】

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、ご利用者やご家族、入院先の病院やかかりつけ医の先生からのご依頼に、介護保険サービスをご利用いただけるように申請などの代行やサービス調整を行い、居宅支援計画（ケアプラン）を作成し、ご利用者の生活を支援していきます。

## 【ケアプランセンター花嵐の方針】

在宅されている高齢者の方やそのご家族が、介護を必要となった時に相談していただき、その後の生活をより豊かに、不安なく過ごすことを目的としています。介護保険制度の各種サービスを中心にはじめ、可能な限りのご希望に応じた（ケアプラン）を作成し、保健、福祉サービスも含めていきいきと過ごせるように総合的に支援出来るよう各関係機関との調整などを行っていきます。

ないよう

## 【サービスの内容】

- 現時点では居宅支援計画書の作成は10割が介護保険から支払われますのでご負担はありません
- ただし、各種介護保険サービス（デイサービスやヘルパー）を利用される場合はその利用料の1～3割（収入の種類によります）、実費（食事代や買い物の費用など）は自己負担となります。
- サービスの一例
  - ❖ 買い物やお掃除、1人でお風呂に入ることの不安などがあれば訪問介護（ヘルパー）の利用
  - ❖ リハビリテーションや入浴、他の方との交流やふれあいの活動を目的として通所の利用
  - ❖ 外出のための器具（歩行器や車いす）や自宅内での動きづらさを解消する福祉用具のレンタルや購入
  - ❖ 手すりやスロープの設置などの住宅改修
  - ❖ 自宅で過ごすために医療的ケアが必要な時の医師や歯科医師、看護師の訪問利用
  - ❖ 一時的に自宅で過ごすことができなくなった場合の短期入所の利用などです。